

地球にやさしい 太陽光発電の設置を 奨励しています

1件あたり

7
万円

(市内で使える
商品券を交付)

～東松山市内の『既存住宅』が対象～



令和6年度 東松山市既存住宅太陽光発電設備設置奨励金

家庭における地球温暖化対策を推進するため、新築住宅に比べ、太陽光発電設備の普及が進んでいない既存住宅に設置する方に、奨励金として地域通貨「ばたん圓」を交付します。

屋根への設置が難しい場合には、カーポートの屋根等に設置する場合も対象となります。

太陽光で発電した電気を使うことで『ゼロカーボン』につながるだけでなく、電気代の節約にもなり、晴れていれば停電したときでも電気を使うことができます。

環境・家計・安心のために太陽光発電をはじめませんか？

対象

東松山市内の既存住宅へ太陽光発電設備の設置

受付期間

令和6年 4月1日～令和7年 2月28日

※受付期間内であっても、予算額に達した場合は受付を終了します

申請方法

工事着工前に必要書類を市に提出

※申請前に着工した場合は対象外となります

窓口・問合せ先

東松山市役所 環境政策課

TEL:0493-63-5006 (平日 8:30～17:15)

本奨励金の概要

【設置方法について】

以下の3つのパターンとも本奨励金の対象となります

①自宅の屋根に設置



②カーポートや物置の屋根に設置し自宅で自家消費



③自宅の敷地(または隣接する土地)にパネルを設置し、自宅で自家消費



【注意】いずれも発電した電気を自家消費せずに全て売電する場合は対象外です

【要件・対象】

◇補助対象設備の要件(以下の全てを満たす太陽光発電設備)

- ・太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1kW以上10kW未満のもの
- ・未使用品であるもの(中古品及びリース品は対象外)
- ・発電された電気の一部又は全部を、既存住宅内で自家消費するもの

◇補助対象となる方(以下の全てを満たす方)

- ・自ら所有し、かつ、居住している市内の既存住宅又はその敷地もしくは隣接する土地に太陽光発電設備を設置する個人
(カーポートの屋根等に設置し、既存住宅内で自家消費する場合も対象となります。
既存住宅内で自家消費しない場合は対象外です。)
- ・住宅及びその敷地等に都市計画法又は建築基準法の違反がないこと
(例:カーポートや物置等の別の建築物の屋根に設置する場合は、建築基準法に基づく検査済証の交付を受けていること)
- ・市税の滞納がないこと

※この奨励金制度は『新築住宅(建築途中、建て替えを含む。)』に太陽光発電設備を設置する場合は対象外となります。

『新築住宅』:新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないもの
(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したもの除外)

『既存住宅』:上記の『新築住宅』以外の住宅

【奨励金の額】一律 7万円(地域通貨「ぼたん圓」で交付します)

○地域通貨「ぼたん圓」とは

- ・東松山市商工会が発行する市内限定の商品券です。
- ・市内300店舗ほどでご利用できます。
- ・1枚につき、500円分としてご利用できます。
- ・有効期限は発行日から6か月間です。

奨励金
ホームページ



制度の詳細については、東松山市ホームページをご確認ください。